

令和7年度第3回伊豆の国市特別職報酬等審議会 次第

日時 令和7年10月30日（木）午後2時から

場所 伊豆の国市役所長岡庁舎3階第5会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

・市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員の議員報酬の額について

4 その他

5 閉会

案

令和 7 年 11 月 7 日

伊豆の国市長 山下 正行 様

伊豆の国市特別職報酬等審議会
会長 土屋 實

特別職の報酬等の額について（答申）

令和 7 年 10 月 1 日付け伊国総第 133 号により諮問のあった「市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員の議員報酬の額」について、別添のとおり答申します。

答申書（いずれも据え置きの場合）

1 経過

本審議会は、令和7年10月1日付け伊国総第133号により市長から諮問を受けた事項について、中立公正な立場により、市民の理解が得られる適正な額について慎重に審議を行った。

2 審議の結果

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員の議員報酬の額については、いずれも据え置くことが適当である。

3 理由

本市の財政力は、令和7年度の財政力指数が0.60であること、また、今後も合併特例債を中心とする市債の返済が大きな負担になることなどから、今後も厳しい状況が続くことが想定される。

また、給料及び報酬の額を増額した場合には、その増額分が今後新たな負担として市の予算に影響を与えることとなる。

一方、社会経済情勢については、その動向を示す要素の一つである消費者物価指数が近年上昇していることから、給料及び報酬の増額を考慮する要因となり得る。ただし、物価上昇や人手不足を背景として最低賃金や給料は上昇傾向にあるものの、全ての市民がそのことを実感できているものではなく、特に、市内の事業者は依然として厳しい経営状況にあるとの指摘もあった。

なお、現在の給料及び報酬の水準は、人口が同規模（4万人台）である県内市と比較して著しい較差が生じているものではない。

以上のことから、いずれも据え置くことが適当であるとの結論に達した。

4 その他

令和7年9月19日付け市議会調査検討特別委員会委員長中間報告では、「静岡県特別職報酬の見直しの方法に倣い、市職員の初任給の引上率をもって、議員報酬を決定することが望まれる」との見解が示されたが、静岡県特別職報酬の見直しの方法に初任給の引上率を用いていることは確認できなかった。

また、参考として示された引上率1.14を議員報酬の改定率として採用した場合に、年間で市の予算に与える影響が1,200万円以上となることが見込まれ、本審議会においては、市の財政に与える影響等からも到底市民の理解は得られるものではないと判断した。

5 附帯意見

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員の議員報酬の額については、教育長の給料の額を平成 27 年度に審議したことを除き、平成 21 年度に審議して以降、約 17 年にわたり見直す機会が設けられずに現在まで至った。

今後は、変化する市の財政力、市の予算に与える影響、社会経済情勢及び市民の理解等を適切に反映させるために、4 年に 1 回程度開催することが望ましい。

また、議員の議員報酬の額については、今後、市議会調査検討特別委員会において議員定数の適正化に関する調査・検討が進められるものと承知しているため、その結果も踏まえた上で、次期市議会議員選挙までの間に改めて本審議会において審議することが必要であると考えている。

答申書（いずれも引上げの場合）

1 経過

本審議会は、令和7年10月1日付け伊国総第133号により市長から諮問を受けた事項について、中立公正な立場により、市民の理解が得られる適正な額について慎重に審議を行った。

2 審議の結果

次のとおり改定することが適当である。

(1) 市長、副市長及び教育長の給料の額

市長 月額 810,000 円（10,000 円の増額）

副市長 月額 670,000 円（10,000 円の増額）

教育長 月額 610,000 円（10,000 円の増額）

(2) 議員の議員報酬の額

議長 月額 370,000 円（7,000 円の増額）

副議長 月額 330,000 円（6,000 円の増額）

委員長 月額 310,000 円（5,000 円の増額）

議員 月額 305,000 円（5,000 円の増額）

3 改定の時期

令和8年1月1日

4 理由

本市の財政力は、令和7年度の財政力指数が0.60であること、また、今後も合併特例債を中心とする市債の返済が大きな負担になることなどから、今後も厳しい状況が続くことが想定される。

また、給料及び報酬の額を増額した場合には、その増額分が今後新たな負担として市の予算に影響を与えることとなる。

一方、社会経済情勢については、平成21年度に開催し、諸情勢等を理由に給料及び報酬ともに減額とする答申を行った当時とは状況が大きく変化しており、また、その動向を示す要素の一つである消費者物価指数が近年上昇していることから、給料及び報酬の増額を考慮する要因となり得る。ただし、物価上昇や人手不足を背景として最低賃金や給料は上昇傾向にあるものの、全ての市民がそれを実感できているものではなく、特に、市内の事業者は依然として厳しい経営状況にあるとの指摘もあった。

なお、現在の給料及び報酬の水準は、人口が同規模（4万人台）である県内市と比較して著しい較差が生じているものではない。

以上のことを総合的に勘案した結果、現状の市の財政力を考慮すると給料及び報酬の引き上げは困難であると言わざるを得ないものの、平成 21 年度の答申の際に引き下げの要因とした諸情勢は変化していることから、給料及び報酬ともに当時の引き下げ前の額に引き上げること、また、その結果、市の予算に与える影響は年間 200 万円程度となることは許容され得るものと判断した。

5 その他

令和 7 年 9 月 19 日付け市議会調査検討特別委員会委員長中間報告では、「静岡県特別職報酬の見直しの方法に倣い、市職員の初任給の引上率をもって、議員報酬を決定することが望まれる」との見解が示されたが、静岡県特別職報酬の見直しの方法に初任給の引上率を用いていることは確認できなかった。

また、参考として示された引上率 1.14 を議員報酬の改定率として採用した場合に、年間で市の予算に与える影響が 1,200 万円以上となることが見込まれ、本審議会においては、市の財政に与える影響等からも到底市民の理解は得られるものではないと判断した。

6 附帯意見

市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議員の議員報酬の額については、教育長の給料の額を平成 27 年度に審議したことを除き、平成 21 年度に審議して以降、約 17 年にわたり見直す機会が設けられずに現在まで至った。

今後は、変化する市の財政力、市の予算に与える影響、社会経済情勢及び市民の理解等を適切に反映させるために、4 年に 1 回程度開催することが望ましい。

また、議員の議員報酬の額については、今後、市議会調査検討特別委員会において議員定数の適正化に関する調査・検討が進められるものと承知しているため、その結果も踏まえた上で、次期市議会議員選挙までの間に改めて本審議会において審議することが必要であるとする。